

防府都市計画地区計画の変更（防府市決定）

都市計画防府駅みなとぐち地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		防府駅みなとぐち地区地区計画
位 置		防府市中央町及び駅南町の一部
面 積		約 13.1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は連続立体交差事業により、装いを新たに開設されたＪＲ防府駅みなとぐちに隣接し、防府市南部の玄関口となることから、防府市の顔と位置付け、中心市街地としてふさわしい魅力ある商業業務地区としての発展が見込まれる地区である。 このため地区計画の策定により、適正かつ合理的な土地利用を図り、健全な都市景観の形成、保持を目標とする。
	土地利用の方針	駅みなとぐちは、広場を中心にアミューズメント施設等を配置し、市民の交流、憩いの場とする。 駅南町線沿いは、賑わいのある商業ゾーンに、また大林寺伊佐江線沿いは、活力のある業務ゾーンとし、商業、業務、サービス系施設の形成を図る。
	地区施設の整備方針	地区内の道路、公園、駅前広場などについては、商業業務地区としての機能が損なわれないように維持、保全に努める。
	建築物等の整備方針	駅前広場やショッピングデパート等のアメニティゾーンを中心に、賑わいのある個性的で魅力ある良好な街並みを形成するため、建築物の用途、敷地の最低規模、壁面の位置、その他必要な基準を設ける。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 工場（ただし、店舗の用途に附属する工場は除く。） 2 倉庫（ただし、附属するものを除く。） 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び同条第6項第1号から第6号に規定するもの				
		道路境界線の種類	A	B	C	D	E
	等	建築物の用途の制限	道路境界線に面する1階部分は、住宅、共同住宅、宿舍又は下宿等の用に供する建築物を、建築してはならない。				
	に	建築物の高さの最低限度	道路境界線に面する建築物は9 mとする。 ただし、道路境界線より8 m以上の距離にあるものは除く。	—	道路境界線に面する建築物は9 mとする。 ただし、道路境界線より8 m以上の距離にあるものは除く。	—	
	関	建築物の敷地面積の最低限度	道路境界線に接する敷地は300㎡とする。	—			
	す						
	る	建築物の壁面の位置の制限	道路境界線に面する建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面と道路境界線（隅切り部分は除く。）までの距離の最低限度は1.5 mとする。ただし、歩道面から2.5 m以上の高さの部分は除く。				—

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	道路境界面に面する建築物の外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いた色調とする。	—	道路境界線に面する建築物の外壁、又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いた色調とする。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分にかき、又はさくを設置してはならない。ただし、道路境界線から1.5m以上の距離にあるもので、次の各号に掲げるかき、又はさくの構造のものはこの限りでない。 1 生垣 2 高さ60cm以下のコンクリートブロック、レンガ、石積等の基礎部の上に透視可能なフェンス等を施したもの、又は植栽を組み合わせたもので地盤面からの高さが1.5m以下のもの。		

「区域、地区整備計画のA～Eは計画図表示のとおり」

防府駅みなとぐち地区地区計画

凡 例

地区計画区域

道路境界線の種類



A



B



C



D



E

JR 山陽本線

JR防府駅

国道三田尻越地線

0m 50m 250m

県道防府停車場線

防府警察署

防府市立第一小学校

防府市農業協同組合

防府市立第二小学校

日本キリスト教団 防府教会

宗町

